

大井町子ども・子育て支援事業計画の見直し方針（案）

1 はじめに

子ども子育て支援事業計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年度内閣府告示第159号）」において、教育・保育等の量の見込みと利用の認定実績に大きく乖離がある場合には、計画期間（H27～H31）の中間年にあたる平成29年度を目途に、計画を見直すこととされています。

このため、本町においても、平成29年6月29日付けで内閣府から発出された「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（改訂版）」（以下「手引き」という。）で示された考え方を基本として、本方針に基づき見直しを行うこととします。

2 教育・保育の量の見込み

(1) 見直しの要否の検討

次の場合には、支給認定区分ごとに平成30年度及び平成31年度の量の見込を見直すこととされています。

- ① 支給認定区分ごとの実績値÷「量の見込」が、90%以下または110%以上の乖離がある。
- ② 上記に該当しない場合でも、引き続き受け皿整備をしなければ、待機児童が見込まれる。

(2) 見直しの要否の結果

上記（1）により見直しを検討した結果、1号認定については10%以内、2号・3号認定については10%以上乖離しています。

なお、国の見直し指標である「10%以上の乖離」は当町規模ではもともとの見込み量が少ないため、数人で10%に達してしまいます。この場合、確保策に問題がないと判断される場合は市町村の判断で見直しの要否の判断をしてもよいとありますが、「就学前児童数」を補正したことで、実態に即した数値に見直しを行いました。

(3) 見直しの基本的な考え方

見直し方法については、手引きにおいて、次のとおり算定式等の基本的な考え方が示されています。

「見直し後の量の見込み」＝「支給認定割合(注1)」×「推計児童数(注2)」

注1 (認定子どもの実績＋認定事由に基づく補正值) ÷

3歳以上の小学校就学前(3号認定は3歳未満)の子ども数

○使用する数値は、平成28年4月時点とする。

○認定事由に基づく補正值の考え方は、次のとおりとする。

[1号認定] 女性の就業増加によって幼稚園を利用していた層が保育所を希望する場合に留意し、地域の実情を踏まえて補正する。

[2号、3号認定] 乖離の原因が単に児童数の増加ではなく、就労、求職活動及び育児休業であるときに補正する。

[3号認定] 女性の就業率が上昇している場合には、女性の従業率と1・2歳児の利用率が正の関係であることを基に補正する。

注2 「人口ビジョン」などの既存の人口推計データを活用して差し支えない。

(4) 見直し後の量の見込みの算定

上記(3)の考え方を基本とし、認定区分ごとに各区分の実情を踏まえて、次のとおり平成30年度及び平成31年度の量の見込みを算定しました。

【1号認定】

「推計児童数」×（「推計支給認定割合」－「補正值」）＝「見直し後の量の見込み」

- 上記により補正值を算出しましたが、平成30年度の申込者数がほぼ確定しているため、その実績値に補正しました。平成31年度は、平成30年度の数値に平成27年度から平成30年度の平均伸び率を乗じて算出しました。

【2号認定】

「推計児童数」×「推計支給認定割合」×「補正值」＝「見直し後の量の見込み」

- 上記により補正值を算出しましたが、平成30年度の申込者数がほぼ確定しているため、その実績値に補正しました。平成31年度は、女性就業数等の増加率から算出した数値と実際の申込者数である平成30年度の増加率を乗じて算出しました。
- 教育希望が強い2号認定区分の扱いについては、2号の利用定員枠で確保するため、2号に含めて算定しました。

【3号認定】

- 0歳及び1・2歳の区分ともに、2号認定と同様に算定しましたが、平成30年度の申込みが、既に算定した数値を超え、計画値と同様に推移すると見込まれるため見直しは行わないこととしました。

3 教育・保育の確保方策

(1) 確保方策の運用上の工夫

必要利用定員総数の確保については、手引きにおいて、次のとおり運用上の工夫が示されています。

- ① 保育所等を新たに整備した後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が多いことに鑑み、1～3年目は4・5歳児の定員を少なくし、入所児童の進級に伴い4・5歳児の定員増加を図るなど柔軟な定員設定を施設側と調整する。
- ② 企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠を設定した場合には、市町村計画の整備量(確保方策)として含めて差し支えないため、積極的な活用を図る。
- ③ 大規模マンション等の開発が行われる際は、関係部局と連携し、保育所等を併せて整備することにより、社会増に伴う受け皿を確保する。
- ④ 幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)等により、2号認定の受け皿確保策として位置づけ、計画上に計上することも可能とする。

(2) 確保方策の見直し

① 1号認定

教育・保育ニーズは、今後、社会的な要因等で大きく変動する可能性もあり、そのような状況になったときでも必要利用定員総数を確保できるよう、見直し後の量の見込みよりも確保方策が上回っている場合には、原則として見直しを行わないものですが、1号認定の確保の量は、条例上の580人としていることから、実態に即した利用定員数に修正することとします。

② 2号認定・3号認定

平成28年4月に栄光愛児園の分園が開設されたことにより、利用定員数の変更を行いました。

平成30年度においては、変更後の数値に修正し、最終年度の平成31年度は、確保の量と同じ数値としました。

なお、見直し後の量の見込みが確保方策を上回る場合には、現時点の利用定員数と整備計画のある定員数の総数を確保方策とし、不足分については、今後、上記（1）を参考に、本町の教育・保育資源の現状や待機児童の発生状況等を見極めながら整備量を検討し、教育・保育の提供体制を確保していくこととします。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

（1）見直しの基本的な考え方

見直しについては、手引きにおいて、必要に応じて見直すこととされており、見直し方法については、次のとおり基本的な考え方が示されています。

【放課後児童健全育成事業（学童保育）】

利用の申し込みや待機児童の実態に応じて、保育所新設などの今後の見込量を大きく変動させる要因を踏まえて見直す。

【その他の事業】

事業の実施状況や利用状況に照らし、必要に応じて見直す。

（2）見直しの要否の検討

見直しの要否の検討については、各事業の実施状況等を鑑みて、十分に提供体制が確保できている場合や、量の見込みの見直しが、確保方策の見直しに影響を与えない場合には、見直しを行わない。

（3）見直しを行う事業

上記（1）（2）を踏まえて、地域子ども・子育て支援事業の内、確保方策は足りているが、量の見込みに乖離がある「一時預かり事業」「地域子育て支援拠点事業」「乳児家庭全戸訪問事業」について見直しを行うこととします。

【一時預かり事業（幼稚園在園児型）】

- 事業実施はしており、受け皿は確保されています。
- 平成28年度の実績値と平成29年度の推計値に園児数の減少率を乗じて算定しました。

【一時預かり事業（保育所・ファミリーサポートセンター事業等）】

- 事業実施はしており、受け皿は確保されています。
- 増減率は、平成27年度から29年度の実績数の平均値とします。
- 平成31年度の見直し後の量の見込みは、平成30年度の量の見込みに増減率を乗じて算定しました。

【地域子育て支援拠点事業】

- 事業実施はしており、受け皿は確保されています。
- 利用者の属性により、利用率にばらつきがあります。
- 平成26年度から3年間の平均値と計画値の減少率を乗じて算定しました。

【乳児家庭全戸訪問事業】

- 訪問数は出生数に比例します。
- 平成27、28、29年度と、ほぼ横ばいで推移していますので、平成27～28年度の同数を見込みました。

5 その他

【放課後児童健全育成事業】

学童保育については、対象学年の拡大を計画どおり実施してきており、当初、6年生の受け入れを平成31年度から実施する予定でありましたが、1年前倒しの平成30年度からの受け入れに変更しました。

【病児保育事業】

病児保育事業は、当初から広域的に実施することを想定し、平成28年度から受け皿を確保する計画内容でしたが、平成30年度からの実施として変更します。